

監査結果に関する措置状況報告書

別紙 1

報 告 番 号：報告監 7 の第 4 号

監 査 の 対 象：令和 6 年度監査委員監査 環境局所管の請負工事並びに業務委託の適正施行

所 管 所 属：環境局

通 知 日：令和 7 年 3 月 31 日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
1	設計における法令順守及びマニュアルの準拠について改善を求めたもの 中浜霊園ほか 2 か所フェンス設置工事において、既存のブロック塀を改修し、高さ 2.2メートルを超えるブロック塀を設置する設計をしていたが、構造計算により構造耐力上安全であることが確認されていなかった。また、フェンス付ブロック塀を設置する設計については、ブロック塀施工マニュアル（2020年 第3版 日本建築学会）に準拠されておらず、安全性の確保について確認されていなかった。 【指摘事項】 1. 環境局は、関係法令や施工マニュアルを踏まえた設計となっているか、設計担当部署として確認する仕組みを構築されたい。 2. 環境局は、不備が確認されたブロック塀及びフェンス付ブロック塀の安全性を確認し、安全性が確認できない場合は規定を満たすために必要な対策を実施されたい。	【1】 各工種において、関係法令や設計基準を踏まえた設計となっていることを確認するため、複数名で確認することとした設計積算照査リストを新たに策定し、担当部署として確認する仕組みを構築した。 【2】 不備が確認されたブロック塀やフェンス付きブロック塀について、規定を満足するよう対策を行った。（令和 6 年 12 月 23 日対策済み）	措置済	令和 7 年 1 月 23 日
2	工事等における積算業務について改善を求めたもの 一部の工事等の積算及び見積依頼において、下記の不備が検出された。 ・特記仕様書に記載している仮設等の費用を計上していなかった。 ・アスベスト含有物の撤去に係る安全対策費を計上していなかった。 ・図面や仕様書等として書面により明示して見積依頼していなかった。 ・見積を 1 社にしか依頼していなかった。 【指摘事項】 環境局は、見積依頼も含めた積算基準を、定期的な研修等により積算担当者に周知徹底するとともに、積算照査チェックリストに項目を追加するなど、積算事務の照査を適切に実施する仕組みを構築されたい。	各工種において、設計図書や積算基準を踏まえた積算となっていることや、下見積の依頼について、仕様書・図面など書面による条件明示をしていることを確認するため、複数名で確認することとした設計積算照査リストを新たに策定し、担当部署として確認する仕組みを構築した。 施設管理課の技術職員を対象に、令和 7 年 1 月 23 日に監査委員監査の指摘における再発防止対策に向けた学習会を開催し、設計積算照査リストの導入意図や運用方法について、理解を深める場につなげていくものとする。 さらに、次年度以降については、人事異動後の年度当初に適正な積算業務に向けて学習会を開催していくものとする。	措置済	令和 7 年 1 月 23 日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
3	石綿（アスベスト）含有建材撤去における施工確認について改善を求めたもの 中浜霊園ほか2か所フェンス設置工事のアスベスト含有建材の撤去において、下記の不備が検出された。 ・監督職員として、作業計画の事前の確認、及び実施状況の記録を通じて作業計画に基づいた適切な作業が行われたかの確認をしていなかった。 ・作業完了報告書が検査時に具備されていなかったにもかかわらず、検査チェック項目になかったことから、確認せずに検査合格としていた。 【指摘事項】 1. 環境局は、アスベスト含有建材の撤去において、法や「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル（以下「石綿防止対策マニュアル」という。）」及びその趣旨を改めて理解するために、研修等で関係職員に周知徹底されたい。 2. 環境局は、アスベスト含有建材の撤去において、監督検査要領の見直しなどを行い、法や石綿防止対策マニュアルに基づいて適正に作業を実施しているか確認する仕組みを構築されたい。 3. 環境局は、アスベスト含有建材の撤去において、検査における確認漏れを防ぐよう検査チェックリストに項目を追加するなど、適切に検査業務を実施する仕組みを構築されたい。	【1】 大気汚染防止法をはじめとするアスベスト対策の重要性を改めて理解することを目的に、施設管理課の技術職員を対象に、令和7年2月18日・19日の2日間にかけて参加型の研修会を開催した。 なお、研修会の内容については、アスベストに関する基本的な知識から発注者や管理監督者が遵守すべき事項に至るまでとして、環境規制課の担当係長を講師とした。 また、次年度以降については、人事異動後の年度当初にアスベストに関する研修会等を開催していくものとする。 【2】 アスベスト含有建材の撤去において、法や石綿防止対策マニュアルを順守する観点から、請負工事提出書類一覧表の施工計画書の摘要において、アスベストに関する追記を行う。また、工事監督者が施工中に適正に作業を実施しているか確認できるよう、施工プロセスチェックリストの見直しを行った。（令和7年1月23日実施済み） 【3】 アスベスト含有建材の撤去作業における工事検査漏れを防ぐ観点から、厳正な検査を行えるよう工事検査チェックリストを新たに策定し、適切に検査業務を実施する仕組みを構築した。（令和7年1月23日実施済み）	措置済	令和7年2月19日
4	工事における安全管理について改善を求めたもの 一部の工事の安全管理において、下記の不備が検出された。 ・高所作業時に脚立等の足場を使用せずに、積み上げた資材に乗って作業していた工事写真が確認された。 ・道路上に車両を停車してコンクリート打設やコンクリート試験作業を行っている工事写真が確認されたが、道路の使用許可を取得していなかった。 【指摘事項】 環境局は、労働安全衛生法、その他関係法令等に基づいて安全に作業を実施しているか確認するため、既存のチェックリストに項目を追加するなど、工事中の安全管理を確認する仕組みを構築し、適切に受注者を指導するよう努められたい。	工事施工中の安全管理について、関係法令に順守し、適正に工事が実施されているか確認するために、請負工事提出書類一覧表の施工計画書において、摘要欄に安全管理などを必須要件として追記した。 また、監督職員が、受注者による関係法令に基づく安全作業の実施状況を確認するため、工事監理チェックリストを新たに策定し、複数名で確認する仕組みを構築した。 当課の技術職員を対象に、令和7年1月23日に監査委員監査の指摘における再発防止対策に向けた学習会を開催し、工事中の安全管理に関して、より一層重要性を理解することを促していくとともに、適正に受注者に指導できるようにつなげていくものとする。 さらに、次年度以降については、人事異動後の年度当初に工事中の安全管理に関する学習会を開催していくものとする。	措置済	令和7年1月23日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
5	監督業務における書面協議について改善を求めたもの 一部の工事等の書面協議において、下記の不備が検出された。 ・監督職員の氏名が受注者に書面により通知されていなかった。 ・受注者と書面による設計変更協議（通知・承諾）が行われていなかった。 【指摘事項】 環境局は、受注者との書面協議を適切に行うため、既存のチェックリストに監督職員通知や設計変更協議の項目を追加するなど、複数名で確認する仕組みを構築されたい。	監督職員の氏名や設計変更に伴う通知について、書面によって実施したことを確認するため、工事監理チェックリストを新たに策定し複数名で確認する仕組みを構築した。	措置済	令和7年1月23日